

一般不妊治療費助成事業実施状況調査【令和3年4月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容	備考
1	岩見沢市	068-8790	岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢3階 岩見沢保健センター	健康福祉部 健康づくり推進課 健康づくりグループ	0126-25-5540	平成25年4月	対象：人工授精のうち保険適用外の治療 年齢制限：43歳未満 所得制限：730万円未満 回数制限：年1回、助成期間は制限なし。 限度額：対象治療費の1/2、上限5万円 ・夫婦のいずれかが、申請日の1年前から申請日までの間において引き続き岩見沢市に住所を有すること。ただし、転勤・移住等により夫婦がともに岩見沢市に転入した場合はこの限りではありません。 ・法的に婚姻している夫婦であること。 ・夫婦のいずれも市税及び国保料の滞納がないこと。 ・治療を開始する妻の年齢が満43歳未満であること。 ・他の市区町村において同種の助成を受けていないこと。	
2	三笠市	068-2154	三笠市高美町444番地	三笠市ふれあい健康センター	01267-3-2010	平成31年4月	自己負担の1/2を助成(上限5万円/回) 回数制限：通算3回、初回から2年間 助成対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。 (1) 法的に婚姻している夫婦であること。 (2) 夫婦が三笠市に住民登録していること。 (3) 市民税等の滞納がないこと。 (4) 治療を開始する妻の年齢が満43歳未満であること。 (5) 夫婦のどちらとも、他市区町村において同種の助成を受けていないこと。 (6) 申請日の前年(1月～5月までの申請は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること	
3	長沼町	069-1315	夕張郡長沼町南町2丁目3番1号	長沼町保健福祉課 保健係	0123-82-5555	平成27年4月1日 (平成28年4月1日)	保険適用・適用外治療ともに対象 年齢制限：なし 所得制限：730万円未満 回数制限：通算5年まで 限度額：1年度あたり対象治療費の1/2、上限5万円 ・夫婦のいずれかが長沼町に住民登録を有する者 ・法律上の婚姻をしている者 ・国民健康保険法その他別表に定める医療保険各法に基づく被保険者、組合員又はそれらの者の被扶養者 ・夫婦のいずれも町税等の滞納がない者(道町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険料) ・他の市区町村において、一般不妊治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みがない者	
4	月形町	061-0511	樺戸郡月形町字月形1466番地1	保健福祉課保健係	0126-53-3155	平成30年4月1日	法律上の婚姻をしている者 夫婦ともに月形町に在住していること 夫婦ともに公的医療保険に加入していること 夫婦ともに町税等の滞納がないこと 限度額：医療費の自己負担額を対象。上限15万円 回数制限：1年度につき1回、通算3回まで	
5	赤平市	079-1192	赤平市泉町4丁目1番地	介護健康推進課	0125-32-5665	平成29年4月	保険適用の治療・検査、保険適用外の治療(体外受精・顕微授精は除く)に要した医療費の自己負担額に対して、1年度につき5万円を上限として通年5年間助成 年齢制限：43歳未満(開始した月の属する年度から連続する5年度までが上限) 所得制限：なし (1) 原則法律上の夫婦である方 (2) 夫婦のいずれかが赤平市に住民登録を有する方 (3) 医療保険に加入している方 (4) 他の市町村で同一の治療に関して助成を受けていない又は受ける予定がない方	
6	滝川市	073-0032	滝川市明神町1丁目5番32号	保健福祉部健康づくり課	0125-24-5256	平成27年4月	保険適用の一般不妊治療、保険適用外の一般不妊治療、不育症治療、治療を証明するための文書料 法律上の夫婦、申請日において滝川市に住民票があること、医療保険加入者、市税の滞納がないこと 所得制限：730万円未満 助成額：1.1年度10万円まで 回数制限：通算2年間	
7	歌志内市	073-0492	歌志内市字本町5番地	保健福祉課 保健介護グループ	0125-42-3213	平成30年4月	保険適用の治療・検査、保険適用外の治療(体外受精・顕微授精は除く)に要した医療費の自己負担額、文書料に対して、1年度につき20万円を上限として最大6回助成 対象者： ・妻の年齢が43歳未満 ・婚姻をしている夫婦(原則、法律上の婚姻をしている者とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) ・申請日において1年以上歌志内市に住所を有すること ・医療保険に加入していること ・市税の滞納がないこと	
8	浦臼町	061-0600	樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の27	長寿福祉課子育て支援係	0125-69-2100	令和2年4月	年齢制限・所得制限：制限無し 回数制限：なし 年数制限：制限無し 限度額：1年度につき20万円 交通費：実際の交通手段にかかわらず1日の通院につき3,000円(上限ひと月10日) (1) 夫婦のいずれかが、浦臼町に住民登録を有し、かつ1年以上経過している者 (2) 婚姻をしている夫婦(原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実上婚姻関係にある者も対象とする。) (3) 産婦人科又は泌尿器科標榜する医療機関において一般不妊治療を受けた者 (4) 夫及び妻にかかる町税及び使用料等に滞納のない者	
9	新十津川町	073-1103	樺戸郡新十津川町字中央307番地1	保健福祉課 健康推進グループ	0125-72-2000	平成28年4月	医師が不妊治療と認める保険適用の治療及び人工授精並びにこれらの治療を行ったことを医療機関が証明する書類の文書発行手数料 年齢制限：43歳未満 回数制限：1年間(1～12月)に行った申請をまとめて1回として、通算6回(6年分)まで(40歳以上であるときは通算3回(3年分)) 限度額：1回につき上限20万円 申請日時点で夫婦(事実婚含)とも新十津川町に1年以上住所を有するもの	回数＝年数
10	雨竜町	078-2692	雨竜郡雨竜町字フシコウウ104番地	住民課保健担当	0125-77-2212	平成30年4月	・法律上婚姻している夫婦で、交付申請するまで引き続き1年以上雨竜町に居住している者。 ・医療保険に加入している者 ・町民税等、及び公的使用料に滞納が無い。 限度額：1年度(3月診療分～次年度2月診療分)につき20万円を上限とする 回数制限：制限なし	1年度(3月診療分～2月診療分)につき20万円を上限
11	深川市	074-8650	深川市2条17番3号	市民福祉部 健康・子ども課	0164-26-2609	平成28年4月	助成額：保険適用となる治療については、本人負担額の2分の1を、保険適用とならない治療については、本人負担額の9割を助成。(個票料、食事代等の治療以外の費用は除く) 回数制限：上限額：1年度につき1回、10万円を上限として通算3回まで助成。(診療年度は3月診療分から翌年2月分までを1年度とする)※第2子以降は通算助成回数をリセット 所得制限：730万円未満 (1) 法的に婚姻している夫婦であること。 (2) 夫婦の一方又は双方が深川市に住民登録していること。 (3) 各種医療保険に加入していること。	
12	妹背牛町	079-0592	雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地	健康福祉課健康グループ	0164-32-2411	平成27年4月	医師が必要と認めた一般不妊治療(保険適用外も含む) 年齢制限：なし 所得制限：なし 回数制限：毎年1回、通算3年まで 限度額：対象治療費の自己負担分の1/2、上限10万円 (1) 妹背牛町に居住し、住所を有する夫婦(法律上の婚姻)。 (2) 公的医療保険に加入している(国保、社保、共済等)。 (3) 夫婦共に公租公課の滞納がない。	

13	秩父別町	深川	078-2192	雨竜郡秩父別町4101番地	住民課保健指導グループ	0164-33-2111	平成26年4月	医師が必要と認めた一般不妊治療(保険適用外も含む) 回数制限: 毎年度1回、通算3回まで 限度額: 対象治療費の1/2、上限10万円 (1) 秩父別町に居住し、住所を有するご夫婦(法律上の婚姻) (2) 公的健康保険に加入している(国保、社保、共済等) (3) ご夫婦ともに公租公課の滞納がない
14	北竜町		078-2512	雨竜郡北竜町字和11番地1	住民課保健指導係	0164-34-2111	平成28年4月	年齢制限: なし 所得制限: なし 回数制限: 毎年度1回、通算3回まで 限度額: 対象治療費の1/2、上限10万円 (1) 法的に婚姻している夫婦であること (2) 夫婦の双方が北竜町に居住し、住所を有すること (3) 各種医療保険に加入していること
15	沼田町		078-2202	沼田町南一条3丁目6番53号	沼田町役場保健福祉課健康グループ	0164-35-2120	平成29年4月	年齢制限: なし 所得制限: なし 回数制限: 毎年度1回、合計3回まで 限度額: 対象治療費の1/2(1,000円未満の端数は、それを切り捨てた額)、上限10万円 その他: 診断のための検査、治療に直接関係のない費用は除く。 (1) 法律上の婚姻をしている夫婦 (2) 同一の治療に対して、他の市町村から同様の給付を受けていない者かつ受ける見込みのない者 (3) 夫婦の一方の者であって、日本国内の医療機関において不妊症と診断され、治療を受けた者 (4) 沼田町に居住し、住所を有する夫婦 (5) 夫婦ともに公租公課の滞納がない者 (6) 公的健康保険に加入している者
16	千歳市	千歳	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地	保健福祉部母子保健課母子保健係	0123-24-0771	平成28年4月	人工授精のうち、保険適用外治療費に限る 年齢制限: 43歳未満 所得制限: 730万円未満 助成期間: 通算2年度が対象期間 限度額: 上限2万円 (1) 夫婦のいずれも千歳市に住所を有するもの (2) 夫婦のいずれも千歳市において市税の滞納がないもの (3) 同一の特定不妊治療に要する経費に關して、他の市町村において同等の助成を受けていない(見込みがない)もの (4) 法律上の婚姻をしていること
17	寿都町		048-0406	寿都郡寿都町字渡島町140番地1	寿都町役場	0136-62-2513		一般不妊治療を受けた日の属する年度内に、検査及び治療に要した医療費の自己負担に對し、1年度あたり5万円を上限に助成する。ただし、1回の申請につき下限を1万円とする。 回数制限: 2年間 助成対象者は次の要件をすべて満たす方とする。 (1) 夫婦ともに寿都町に住所のある方。 (2) 町税や使用料等の滞納がない方。 (3) 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満である方。
18	真狩村		045-1631	虻田郡真狩村字真狩118番地	住民課保健係	0136-45-3612	平成30年4月1日	助成金は保険対象外のみで限度額は10万円 年齢制限: 43歳未満 所得制限: 730万円未満 助成期間: 1期(12ヶ月)×3回 ・申請時、真狩村住民基本台帳に登録されている夫婦で、居住見込があること ・村税等の滞納がないこと。 ・医療保険各法の被保険者であること。 ・他市区町村において不妊治療の助成を受けていない者、受ける見込みのない者
19	古平町	倶知安	046-0121	古平郡古平町大字浜町644番地 元氣プラザ内	保健福祉課保健医療係	0135-42-2182	平成28年4月	助成金の額は1年度つき、医療機関及び医療機関からの処方により院外処方を受けた薬局等に対して、本人負担額として支払った金額と10万円のいずれか少ないほうの額とする。 * 医療保険各法に基づき(保険者又は共済組合の規約等に定めるところにより一般不妊治療に関する任意の給付(付加給付)が行われる場合はその額を本人負担額から控除する。 助成期間は一般不妊治療に関する事前の検査等を開始した診療日の属する月から継続する3年間までとする。 年齢制限: 43歳未満 所得制限: 730万円未満 ・治療の開始前に法律上の婚姻をしている者 ・夫婦いずれもが、対象となる治療の開始前に古平町に住民登録を有する者で、今後も居住の見込みがあること ・夫婦いずれもが、町税等に滞納がないこと。 ・夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 ・他の市区町村において、一般不妊治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みのない者 ・町長が指定する医療機関において治療を受けた者。 ※町長が指定する医療機関は一般不妊治療については、産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関又は特定不妊治療の指定医療機関(道助成事業実施要綱第4で北海道知事が指定する医療機関)を町長が指定した医療機関とみなします。
20	余市町		046-8546	余市町朝日町26番地	余市町民生部子育て・健康推進課	0135-21-2122		助成金の交付申請の前年の所得合計額が730万円未満の場合は1回の治療につき5万円を限度、助成対象所得額が730万円以上の場合には1回の治療につき3万3,000円を限度。ただし、助成金の交付申請が1月から5月までの間は、前々年度の所得合計額。
21	仁木町		048-2492	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	ほけん課保健係	0135-32-2514	平成28年4月1日 (平成29年4月1日)	保健適応・適応が対象 年齢制限: なし所得制限: なし 回数制限: 通算2年 限度額: 年間100,000円 (1) 法律上の婚姻している夫婦であること。 (2) 夫婦のいずれもが仁木町に住民を有する者であること。 (3) 医師の診断により治療が必要であると認められた者であること。 (4) 夫婦のいずれも町税及び国民健康保険税に滞納がない者であること。 (5) 他の市区町村において不妊治療及び扶育症治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みがない者。 (6) 道事業による助成の決定を受けた者又は道事業の対象とならない者であること。
22	伊達市		052-0024	伊達市鹿島町20番地1	健康福祉部子育て支援課	0142-23-3331	平成19年6月27日 (平成28年4月1日)	医療保険適用の検査・治療及び医療保険適用外の人工授精 年齢制限: なし 所得制限: なし 回数制限: 1年度につき1回、通算3回まで 限度額: 上限3万5千円 ・不妊治療を受けている夫婦である ・夫婦のどちらかの住所が伊達市にある ・医療保険に加入している ・夫婦ともに市税(国民健康保険税を含む)の滞納がない ・他の市町村で同じ治療に対し助成を受けていないか受ける見込みがない
23	豊浦町		〒049-5411	虻田郡豊浦町字東雲町16番地1	総合保健福祉施設保健センター	0142-82-3844	平成24年4月 (平成30年4月)	年齢制限: なし 所得制限: なし 回数制限: 通算3年度まで(第2子以降も子供毎に) 限度額: 10万円(1年度あたり) ・法律上の婚姻をしている夫婦であること ・夫婦ともに、豊浦町内に6か月以上住民登録しており、引き続き定住の意思があること ・医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること ・夫婦ともに町税等の滞納がないこと

24	社管町	室蘭	052-0101	有珠郡社管町滝之町284番地2	社管町保健センター	0142-66-2340	平成31年4月1日	同一夫婦について1年度につき自己負担限度額10万円とする 対象年齢:制限なし 年間助成回数:制限なし 通算助成回数:制限なし 通算助成期間:通算3箇年度まで(第2子以降も子ども毎に) 対象者は次のとおり ①法律上の婚姻をしている者 ②夫婦ともに社管町に居住し、6ヶ月以上住民基本台帳に記録されており、引き続き定住の意思があること。 ③夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 ④夫婦ともに町税の滞納がないこと	
25	洞爺湖町		049-5604	洞爺湖町栄町63-1	健康福祉センター	0142-76-4006	平成20年4月	医療保険適用外治療に限る 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:毎年度1回、通算3年まで 限度額:上限3.5万円 (1)法律上の婚姻をしていること。 (2)夫婦とも洞爺湖町に居住し、1年以上住民基本台帳に記録されていること。 (3)夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 (4)夫婦とも町税の滞納がないこと。 (5)北海道知事又は町長が指定した医療機関で治療を受けていること。 ※年齢要件、所得制限は設けていない。	3.5万円まで
26	むかわ町	苫小牧	054-8660 054-0211	むかわ町美幸2丁目88番地 むかわ町穂別81番地	健康福祉課保健G 健康福祉課健康G	0145-42-2415 0145-45-3326	平成26年7月	第1子・第2子を対象とした医療保険適用外の治療に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 限度額:15万円/年 助成年数:通算3年間 ・治療が行われた日及び申請日に夫婦いずれかがむかわ町に住所を有する方。 ・申請を行う日において、夫婦ともに町税等の滞納がないこと。 ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。 ・他の市町村から助成対象治療費の助成をうけていないこと。	30年7月改正予定
27	浦河町		057-8511	浦河町築地1丁目3番1号	保健福祉課健康推進係	0146-26-9004	平成26年4月	保険適用および保険適用外の治療対象。(自己負担額の7割助成) 夫婦ともに対象。 年齢制限・所得制限・回数制限なし。(助成額の上限あり) 治療開始の日から2年以内に行われた治療に要した費用に限る(※治療終了後6か月以内の申請) 限度額1夫婦合わせて20万円まで ①法律上の婚姻をしている夫婦であること ②夫婦の双方が浦河町に住所を有すること ③夫婦の双方が浦河町に生活の実態があること ④治療終了後も②及び③を満たす見込みであること ⑤医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること ⑥夫婦の双方に税の滞納がないこと	
28	様似町	浦河	058-0014	様似町大通2丁目98番地の2	保健福祉課健康推進係	0146-36-5511	平成27年4月 (平成28年4月)	医療保険適用外の人工授精 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:年数を問わず6回までとする。 限度額:1回の治療につき5万円を上限度とし、年間10万円が限度 ①法律上の婚姻をしていること。 ②夫婦のいずれかが対象となる治療の開始前に様似町に住所を有し、今後も居住の見込みがあること。 ③夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 ④夫婦ともに徴税等の滞納がないこと。 ⑤北海道知事または町長が指定した医療機関で治療していること。 ⑥他の市町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した費用の助成を受けていないこと。	
29	えりも町		058-0292	幌泉郡えりも町字本町206	保健福祉課保健予防係	01466-2-4630	平成27年4月	保険適用外の治療に限る 年齢制限:なし 所得制限:730万円未満 回数制限:1年度2回を限度に通算6回を超えない範囲 限度額:前年合計所得が730万円未満の者で、医療保険適用外の人工授精の1回の治療につき5万円を上限とする。 (1)法律上の婚姻をしていること。 (2)夫婦のいずれかが、対象となる治療の開始前にえりも町に住所を有していること。 (3)夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 (4)夫婦のいずれもが、えりも町税等の滞納に対する制限措置に関する条例に規定する、町税等及び使用料等に滞納がないこと。 (5)北海道知事又は町長が指定した医療機関で治療していること。 (6)他の市町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した費用の助成を受けていないこと。	
30	平取町		055-0195	平取町本町35-1	保健福祉課保健推進係	01457-4-6112	平成24年4月 (平成29年4月)	一般不妊治療のために医療機関へ支払った自己負担額 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:なし 限度額:上限15万円 (1)法律上の婚姻をしていること。 (2)夫婦ともに平取町に住所を有すること。 (3)夫婦いずれか、若しくは両方が、申請日の一年以上前から平取町に在住していること。 (4)医療保険のいずれかに加入していること。 (5)夫婦ともに町税等を滞納していないこと。 ※1人目・2人目以降の治療は問わない。	
31	新冠町		059-2492	新冠郡新冠町字北星町3番地の2	保健福祉課保健福祉グループ健康推進係	0146-47-2113	平成25年7月 (平成28年4月)	<人工授精> 年齢・所得制限:なし 助成額:1年度あたり5万円限度、通算2年まで (1)法律上の婚姻をしていること (2)夫婦ともに新冠町に居住し、どちらかが日本国籍であること (3)夫婦ともに町税を滞納していないこと (4)北海道等が不妊治療を行う医療機関として指定する医療機関で不妊治療を受けた者であること	人工授精治療の過程で男性不妊治療手術を行った場合はその費用についても、対象経費とする。
32	北斗市		049-0192	北斗市中央1-3-10	子ども・子育て支援課	0138-73-3111	H28.4.1	年齢制限:40歳未満 回数制限:なし 助成期間:治療を開始した日から2年間 限度額:1年度あたり10万円 ・婚姻をしている者(事実婚関係にある者を含む) ・夫婦の一方が北斗市に住民登録していること。 ・市民税の滞納がないこと。 ・夫婦のどちらとも、同一年度に他市区町村において同種の助成を受けていない方。	
33	知内町			上磯郡知内町字重内31番地130	知内町保健センター	01392-5-3506	平成30年4月	特定不妊治療以外の治療で、治療に要した費用の自己負担額に対し、1回の治療につき10万円を上限度とし、通算10回を超えない範囲で助成金を交付 一般不妊治療を受けた者で次のすべての要件に該当する者 (1)治療開始前に法律上の婚姻をしている者 (2)夫婦のいずれかが、対象となる治療の開始前に知内町に住所を有し、今後も居住の見込みがあること。 (3)夫婦のいずれもが医療保険各法による被保険者、組合員又は被保険者であること。 (4)夫婦のいずれもが町税に滞納がないこと。 (5)他の市区町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した費用の助成をうけていないこと又は受ける見込みのないこと。	

34	鹿部町	鹿部	041-1498	茅部郡鹿部町字鹿部252番地1	保健福祉課	01372-7-5291	平成27年4月 (改正なし)	対象者が一般不妊治療を受けた日の属する年度ごとに、検査及び治療に要した医療費の自己負担額に対して1年度あたり10万円を限度として通算5年間助成。 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦の双方が鹿部町に住民登録しており、治療終了後も鹿部町に住所を有し、生活する見込みがあること。 (3)各種医療保険に加入していること。 (4)町民税の滞納がないこと。	
35	森町	鹿部	049-2393	茅部郡森町字御幸町144番地1	保健福祉課国保係	01374-7-1085	平成28年4月	年齢制限:43歳未満 回数制限:無し、通算5年まで 限度額:対象治療費のうち10万円/年間を限度に助成 対象:対象治療費を有した日以降に行う治療であり、かつ治療終了後も森町に住民登録を有し、生活する見込みがあること。 (1)夫婦ともに森町に住民登録を有し、生活する見込みがあること。 (2)治療開始時において、法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (3)治療開始時において、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であること。 (4)1回の治療開始時において、妻の年齢が43歳に達していないこと。 ※一般不妊治療では、43歳到達前に始めた治療の過程が終了した時点で助成終了となります。 (5)申請日現在において、夫婦いずれも、申請日の属する前年度分までの町税、各種使用料等に未納がないこと。	
36	今金町	鹿部	049-4308	瀬棚郡今金町字今金17-2	今金町保健福祉課	0137-82-2780	平成28年4月	対象:法律上の夫婦である。夫婦ともに今金町に1年以上住民票がある。妻の年齢が治療開始日に43歳未満である。税金の滞納がない。過去に他の市町村で同様の助成をうけていない。北海道特定不妊治療助成事業を申請した方(特定不妊治療は助成対象者にはそちらが優先) 助成内容:検査及び治療等に要した医療費の自己負担額に対して、1年度あたり10万円を限度として通算5年間助成する。	
37	せたな町	鹿部	049-4592	久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1	保健福祉課保健推進係	0137-84-5984	平成28年6月	内容:保険適用治療及び自費診療分の治療 対象:①法律上婚姻②治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満③申請時夫婦とも1年以上せたな町に住所を有する④税滞納がない 助成金額:回数:1年度10万円上限、通算5年	
38	江差町	江差	043-8560	檜山郡江差町字中歌町193番地1	健康推進課健康推進係	0139-52-6718		1年度あたり10万円まで 助成対象者は、次の条件をすべて満たす方とします。 (1)夫婦ともに江差町に住所があること (2)法律上の婚姻をしている夫婦であること (3)町税の滞納がないこと (4)夫婦ともに医療保険に加入していること (5)治療を開始する妻の年齢が40歳未満であること	
39	上ノ国町	江差		檜山郡上ノ国町字大留96番地	保健福祉課 健康支援G	0139-55-4460		全額を助成 対象者は次の条件を満たす者 (1)法律上の婚姻をしている者同士で、夫婦が治療開始前1年以上町内に居住し、住民基本台帳に登録されていること。 (2)医療保険各法に規定する医療保険に加入している者	
40	厚沢部町	江差	043-1113	檜山郡厚沢部町新町181-6 厚沢部町保健福祉センター	保健福祉課健康増進係	0139-64-3319	平成30年4月	【対象者】 検査の結果妊娠見込みがないか又はきわめて少ないと診断され、実際に不妊治療を受けた者のうち治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦で以下の全ての要件に該当するもの 1.申請日の属する年の1月1日現在において、夫婦のいずれかが厚沢部町に住所を有し、かつ、引き続き居住していること 2.法律上の婚姻をしていること 3.夫婦ともに町税の滞納がないこと 4.夫婦ともに医療保険各法による被保険者、組合員、または被扶養者であること 【助成内容】 対象者が一般不妊治療を受けた日の属する年度ごとに、検査及び治療費に要した医療費の自己負担額に対して、1年度あたり10万円を限度として助成する。	
41	鷹栖町	上川	071-1201	上川郡鷹栖町南1条3丁目2-1	健康福祉課子育て支援係	0166-87-2112	平成27年4月	保険適用治療に限る ①産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科で不妊症と診断され、治療を受けた方 ②婚姻をしているご夫婦 (原則、法律婚が対象となるが、事実婚関係にある方も対象とする) ③夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が鷹栖町に住所を有している方 ④医療保険に加入している方(国民健康保険、協会けんぽなど) ⑤夫婦どちらも町税、使用料などの滞納がない方 限度額:1年度あたり5万円	
42	東神楽町	上川	071-0592	上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	健康ふくし課	0166-83-5431	平成29年4月	保険適用治療に限る 年齢制限:治療開始初日時点での妻の年齢が43歳未満 所得制限:前年の夫婦の所得の合計額が730万円未満 限度額:1年度あたり5万円まで ・婚姻が確認できる法律上の夫婦であって、産科、婦人科等医療機関において不妊症と診断された方。 ・夫婦ともに東神楽町の町民であって、助成金交付申請日まで町内に在住している方。 ・医療保険各法に規定に基づき被保険者、組合員又は被扶養者である方。 ・夫婦のいずれも町民税等の滞納がない方。 ・他の市区町村において、不妊治療に要した経費の助成を受けていない、又は受ける見込みのない方。	
43	当麻町	上川	078-1393	上川郡当麻町3条東2丁目11-1	保健福祉課健康推進係	0166-84-2111	平成29年4月	保険適用外治療に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 限度額:1年度あたり上限5万円 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦とも当麻町に1年以上住民登録していること。 (3)夫婦とも各種医療保険に加入していること。 (4)夫婦とも町税の滞納がないこと。	
44	比布町	上川	078-0343	上川郡比布町中町1丁目1番4号	保健福祉課 保健係	0166-85-2555	平成23年4月	第1子または第2子を対象とする不妊治療を受けた場合に助成 年齢制限:治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満 所得制限:なし 助成額・助成回数:年間自己負担額のうち5万円を上限 (1)法律上の婚姻をしている夫婦であること (2)夫婦とも比布町に住所を有する者 (3)助成金交付申請日まで比布町内に在住していること (4)医療保険各法の規定に基づき被保険者若しくは組合員または被扶養者 (5)夫婦のいずれも町税及び使用料等の滞納がないこと	
45	愛別町	上川	078-1492	上川郡愛別町字本町179番地	保健福祉課	01658-6-5111	平成26年4月 (平成28年4月)	年齢制限:無し 助成内容:1年度あたり5万円まで 回数制限:上限なし (1)法律上の夫婦 (2)夫婦どちらも愛別町に居住しており、引き続き助成金交付申請日まで町内に在住している方 (3)産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科で不妊症と診断され、治療を受けた方 (4)医療保険に加入している方 (5)夫婦どちらも町税、使用料などの滞納がない方	1年度あたり5万円
46	上川町	上川	078-1753	上川郡上川町南町180番地	保健福祉課健康増進グループ	01658-2-4054	平成28年4月	【対象者】 1、不妊治療が行われた日及び助成金の交付申請を行う日に、夫婦いずれかが上川町に住所を有する者 2、不妊治療が行われた日において、妻の年齢が43歳に達していない者 3、助成金の交付申請を行う日において、夫婦ともに町税等の滞納がないもの 4、医療保険各法の規定に基づき被保険者もしくは被扶養者であること 5、他の市町村から不妊治療の助成を受けていない者 【助成額、回数】 治療を受けた年度ごとに、5万円を上限に助成。限度額内であれば回数に制限なし。	

47	東川町	071-1492	東川町東町1丁目16番1号	保健福祉課 保健指導室	0166-82-2111	平成23年7月 (平成28年4月)	医療保険適用外:人工授精(AIH) 助成対象となる子の人数:第1子まで 居住要件:住民基本台帳登録後6ヶ月以上(東川町)を経過した夫婦 年齢制限:治療開始時点の妻の年齢が43歳未満の夫婦 所得要件:夫婦の前年度所得の合計が730万未満の夫婦 回数制限:5年間助成。助成回数上限なし	
48	美瑛町	071-0202	上川郡美瑛町南町1丁目2番43号	美瑛町保健センター	0166-92-7000	平成28年4月1日	保険適用治療に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:回数制限:なし 限度額:対象治療費自己負担分のうち年間上限5万円 【対象者】以下の要件をすべて満たす者。 ・婚姻をしている夫婦(原則、法律婚を対象。ただし生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある者も対象とする。)であり、産科、婦人科等医療機関において「不妊症」と診断されていること。 ・夫婦ともに美瑛町に住民登録していること。 ・医療保険法各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員または被扶養者であること。 ・夫婦のいずれも町税等の滞納がない者。 ・他の市町村において、不妊治療に要した経費の助成を受けていないことかつ受ける見込みがないこと。	
49	幌加内町	074-0412	幌加内町字親和	幌加内町保健福祉 総合センター	0165-35-3090		かかった費用の内、年間上限5万円を助成。 助成対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦の双方が幌加内町に居住していること。 (3)各種医療保険に加入していること。 (4)前年度分の町税及び使用料等の滞納がないこと。 (5)治療を開始する妻の年齢が43歳未満であること。	
50	和寒町	098-0132	上川郡和寒町字西町111番地	和寒町保健課保健係	0165-32-2000	平成28年4月	年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 対象:1回10万円まで 回数制限:①40歳未満 特定不妊治療とあわせて、通算10回まで ②40歳以上、通算6回まで ・夫婦のいずれかが和寒町に住所を有している者 ・法律上の婚姻をしている者または事実婚関係にある者 ・前年度の町税を完納している者 ・北海道知事が指定留守医療機関で治療した者	
51	剣淵町	098-0338	上川郡剣淵町仲町28番1号	健康福祉課 保健グループ	0165-34-3955	平成18年4月 (平成25年4月)	年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:通算5年まで 限度額:上限10万円まで 助成対象:①夫婦いずれも剣淵町に住所を有している方 ②法律上の婚姻をしている方 ③北海道が指定した医療機関で治療した方 ④夫婦いずれも町税及び使用料等の滞納のない方	
52	下川町	098-1206	上川郡下川町幸町40番地	保健福祉課 保健・介護グループ	01655-4-3356	平成25年4月	人工授精・一般不妊治療(保険適用外)の自己負担額の2分の1を限度として助成する 回数制限:なし 年齢制限:なし 助成要件:①夫婦ともにまたはいずれか一方が下川町に住所を有している方 ②原則、法律上の婚姻をしている者(事実婚にある者も対象) ③前年度の町税及び使用料等の滞納がない方 ④北海道内の医療機関で治療すること	
53	美深町	098-2252	中川郡美深町字西町18番地	保健福祉課保健福祉 グループ	01656-2-1685	平成23年6月 (平成25年4月)	保険診療と保険外診療を組み合わせた混合診療も認める 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:毎年度通算5年まで 限度額:毎年度上限10万円 ・美深町に住所を有している者 ・法律上の婚姻をしていること ・町税等を完納している者 ・北海道の医療機関で治療した者	
54	音威子府村	098-2501	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	住民課・保健福祉室	01656-9-3050	平成30年4月	法律上の婚姻をしている者 夫婦ともに音威子府村住民基本台帳に記載されていること 夫婦ともに公的医療保険に加入していること 夫婦ともに村税及び使用料等の滞納がないこと 限度額:医療費の自己負担額を対象。1年度につき上限10万円	
55	中川町	098-2802	中川町字中川337番地	住民課幸福推進室	01656-7-2813	平成30年4月	年齢制限:43歳未満 所得制限:730万円未満 限度額:10万円/年度 通算3年まで ・夫婦共に中川町に住所を有している者 ・法律上の婚姻をしている者 ・前年度分の町税及び使用料等の滞納のない者 ・各種医療保険に加入している者 ・北海道知事が指定する医療機関で治療した者	
56	増毛町	077-0292	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地	福祉厚生課保健指導係	0164-53-3111	平成29年4月	医療保険各法に基づく被保険者等 回数制限:通算3年まで 限度額:対象治療費の7割を助成、1年度上限10万円 ・法律上の婚姻をしている夫婦で、どちらかが1年以上、増毛町に住民登録をしており、かつ居住しているもの。 ・夫婦共に医療保険に加入している方 ・町税等の滞納がない方 ・他の市町村から同一治療において、同様の助成を受けていない方	
57	小平町	078-3392	留萌郡小平町字小平町216番地	保健福祉課健康づくり係	0164-56-2111	平成29年5月10日施行 平成29年4月1日適用	保険適用される治療及び人工授精 年齢制限:治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満 限度額:対象経費の7割、上限10万円/年度、通算3年間 ・法律上の婚姻している夫婦であること。 ・夫婦ともに1年以上、小平町に住民登録しており、かつ居住していること。 ・夫婦ともに各種医療保険に加入していること。 ・同一の治療について、他市区町村から同様の助成を受けたことがない又は受ける見込みがないこと。	
58	苫前町	078-3792	苫前郡苫前町字旭37番地の1	保健福祉課保健係	0164-64-2215	平成27年7月 (令和3年5月改正、令和3年1月1日適用)	保険適用となる不妊治療及び保険適用とならない人工授精 医療保険:医療保険各法に基づく被保険者、組合員又はそれらの被扶養者 住所要件:夫婦のいずれかが苫前町内に1年以上住所を有する者 年齢制限:婚姻している夫婦又は事実上婚姻関係と同様の事実にある男女 所得制限:対象者の属する世帯の町税その他収入の滞納がない 回数制限:毎年度1回 限度額:対象治療費の1/2、上限~医療保険適用に基づく治療の場合6万円、医療保険適用とならない治療が含まれる場合10万円	
59	天塩町	098-3398	天塩郡天塩町新栄通8丁目	福祉課ふれあい係	01632-2-1728	平成28年4月	保険適用治療及び人工授精 所得制限:730万円未満 回数制限:通算3年間 その他の制限:夫婦ともに1年以上天塩町に住民登録をしており、かつ居住している方 限度額:対象治療費の7割、上限10万円	
60	浜頓別町	098-5792	枝幸郡浜頓別町中央南1番地	保健福祉課保健係	01634-2-2551	平成28年4月	保険適用治療に限る 限度額:上限10万円/年 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦が浜頓別町に住民登録していること。 (3)夫婦とも各種医療保険に加入していること。 (4)夫婦とも町民税及び使用料の滞納がないこと。	

名寄

留萌

61	中頓別町		098-5551	枝幸郡中頓別町字中頓別175	保健福祉課保健グループ	01634-6-1995	平成27年4月 (平成30年4月)	治療に要した医療費に係る自己負担額とし、1年度当たり5万円を上限とする。 助成対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。 (1)法律上の婚姻をしている者 (2)夫婦のいずれかが中頓別町住民基本台帳に記載されている者 (3)夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である者 (4)夫婦とも町税及び使用料等の滞納がない者 (5)夫婦の前年度の所得の合計が730万円である者	
62	枝幸町		098-5892	枝幸町本町916番地	保健福祉課保健予防グループ	0163-62-4658	H28年4月	治療内容:タイミング療法、排卵誘発法、人工授精 所得制限:730万円未満 限度額:1年につき10万円(回数制限はなし)3年以内 助成内容: ・法律上の婚姻をしている者 ・夫婦ともに枝幸町に在住している者 ・夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である者 ・夫婦とも町税及び使用料等の滞納がない者 ・通院に伴う鉄道運賃・バス運賃相当額の2分の1を助成。 ・140kmを超える通院は宿泊費の2分の1.1万円以内1周5泊を限度	
63	豊富町	稚内	098-4121	天塩郡豊富町東1条6丁目	保健推進課保健予防係	0162-82-3761	平成29年4月1日	保険適用外の自己負担分について助成 年齢制限:43歳未満 所得制限:なし(ただし町税および使用料に滞納のない者) 助成回数:通算5年まで 助成額:1年度につき上限10万円 夫婦ともに豊富町民であること。 法律上の婚姻をしていること。 夫、及び妻にかかる町税及び使用料等に滞納のないものであること。 北海道知事が指定する医療機関で治療を受けたものであること。	
64	利尻富士町		097-0101	利尻富士町鷺沼字栄町117	総合保健福祉センター すこやか保健係	0163-82-2320	H28年4月 (平成29年4月)	年齢制限:43歳未満 回数制限:通算2年まで (治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回)) 限度額:1年あたり15万円限度 交通費:往復交通費の2/3(フェリー運賃は全額) 宿泊費:治療1回につき3泊を限度とし、1泊9,000円上限 (1)法的に婚姻している夫婦であること (2)夫婦ともに利尻富士町に住民を有していること。 (3)町税、町の使用料及び手数料等の滞納がないこと。 (4)通院交通費等の助成対象者を利用して通院治療をした者。また、不妊治療のため、医療機関の所在地で宿泊し宿泊施設に宿泊費を支払った者	
65	幌延町		098-3207	幌延町宮園町1番地1	保健福祉課保健グループ	01632-5-1790	H29年4月	保険適用の有無に関係なし 年齢制限:なし 所得制限:730万円未満 回数制限:期間・回数制限なし 限度額:対象経費全額助成、上限額なし 1、法律上の婚姻をしている 2、夫婦とも幌延町に住民登録し居住している 3、夫婦の前年度の所得の合計額が730万円未満 4、町税等の滞納がない ※第三者の精子もしくは卵子の提供を受ける、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する等の場合は助成の対象外とする。	
66	網走市		093-073	網走市北3条西4丁目1番	健康福祉部健康推進課 (網走市保健センター)	0152-43-8450	平成17年4月 (平成28年4月)	保険適用外治療に限る 年齢制限:無(医師が不妊治療を実施し証明書を発行した者に助成している) 回数制限:無 限度額:3万円/年度 (1)夫婦のいずれかが網走市に住民登録を有する人 (2)法律上の婚姻をしている人(原則、法律婚を対象とするが、場合によっては事実婚関係にある方も対象となる。)	所得要件削除 (2)の条件緩和
67	斜里町		099-4117	斜里郡斜里町青葉町40番地2	民生部保健福祉課保健推進係	0152-22-2500	平成28年4月	保険適用外治療に限る 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:年数制限:なし 限度額:5万円/年度 (1)斜里町に住所を有している者 (2)法律上の婚姻をしている者 (3)他の市町村において治療に要した経費の助成を受けていない者	
68	清里町	網走	099-4405	斜里郡清里町羽衣町35番地	保健福祉課保健グループ	0152-25-3850	平成28年4月	年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 回数制限:年度内6回 限度額:上限額2万円/回、上限額12万円/年 ・法律上の婚姻をしていること ・ご夫婦ともに清里町に在住していること ・ご夫婦ともに町税及び使用料等の滞納がないこと ・保険適用外の人工授精を受けていること	
69	大空町		099-2392	大空町女満別西3条4丁目2番地	大空町役場福祉課健康介護グループ	0152-74-2111	平成23年9月 (令和3年3月)	保険適用外治療に限る 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:年数制限:なし 限度額:5万円/年度 (1)大空町に住所を有している方 (2)法律上の婚姻をしている方(原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある者も対象とする。) (3)他の市町村において、特定不妊治療及びその他不妊治療に要した経費の助成を受けていない方	
70	置戸町	北見	099-1115	常呂郡置戸町字置戸246番地の3	地域福祉センター健康推進係	0157-52-3333	平成29年4月1日	保険適用外に限る 年齢制限と助成期間:43歳未満まで通算5年間 所得制限:夫婦あわせて730万円未満 限度額:1年度あたり上限5万円 夫婦どちらかが置戸町に居住していること 町税等の滞納がないこと	
71	湧別町		099-6404	紋別郡湧別町栄町112番地の1	健康こども課子育て相談グループ	01586-5-3765	平成28年4月	保険適用治療となる不妊治療及び保険適用外となる人工授精による不妊治療 所得・回数・年齢制限なし 限度額:1年度当たり上限5万円 (1)法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある方 (2)夫婦ともに湧別町に住所を有する方 (3)他の市町村から助成を受けていない方 治療を受けた日の属する年度内に申請	
72	滝上町		099-5692	紋別郡滝上町字滝上/上市街地4条通2丁目1番地	保健福祉課健康推進係	0158-29-2111	平成28年4月	保険診療適用外の治療及びそれに付随する検査に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:無 回数制限:制限なし 限度額:10万円 ・夫婦のいずれかが滝上町の住民基本台帳に登録されていること。 ・法律上婚姻が確認できる夫婦であること。 ・他の地区町村において、特定不妊治療及びその他不妊治療に要した費用の助成を受けていないこと。 ・北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定に基づく助成の対象となる場合にあっては、当該助成事業の支給決定を受けていること。	

73	興部町	紋別	098-1603	紋別郡興部町字興部138番地の1	福祉厚生課 健康推進係	0158-82-4170	令和2年4月	対象経費:保険適用となる不妊治療及び保険適用とならない人工授精による治療に要した自己負担額 限度額:1年につき10万円を限度とし、通算3万円を超えない範囲であること。 対象者:下記条件すべてを満たす者 (1)夫婦のいずれかが興部町の住民基本台帳に登録していること。 (2)婚姻をしている夫婦であること。 (3)夫婦いずれも医療各法による被保険者又は被扶養者であること。 (4)夫婦いずれも町税及び使用料の滞納がないこと。	
74	西興部村		098-1501	紋別郡西興部村字西興部100番地	住民課 保健係	0158-87-2114	平成30年4月	保険診療適用外の治療及びそれに付随する検査に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:無 回数制限:無 限度額:10万円 夫婦とも西興部村に住所を有する者。	
75	雄武町		098-1792	雄武町字雄武700番地	保健福祉課保健係	0158-84-2023	平成28年4月	一般不妊検査、治療及びAIH 年齢制限:所得制限なし 年間限度額:30万円 医師による検査、治療証明書必要 (1)戸籍上の婚姻関係にある夫婦であり、夫婦ともに妊娠を望んでいること (2)助成申請の際に、夫または妻のいずれかが1年以上雄武町に住所を有すること (3)医療保険各法における被保険者または被扶養者であること (4)医師から不妊治療を行っている証明を受けている夫婦であること	
76	清水町		089-0111	上川郡清水町南3条2丁目1番地	清水町保健福祉センター	0156-67-7320		一般不妊治療及び検査に要した費用額に対し、1年度(4月診療分から3月診療分)あたり、10万円を限度に助成する。 次の要件をすべて満たす方 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)治療を受けた本人が町内に住所を有していること。 (3)他の市町村から同様の助成を受けていないこと(受ける予定がないこと)。	
77	幕別町	帯広	089-0541	中川郡幕別町札内青葉町311-11	住民福祉部保健課	0155-67-1566	平成28年4月 (令和3年4月)	医療保険適用・適用外の治療費の自己負担金分 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:なし(3年度以内 出産に至った新規扱い) 限度額:1年度につき上限5万円 (町税の滞納がある者を除く) (1)治療時及び申請時ともに幕別町に住居登録していること。 (2)夫婦ともに町民税の滞納がないこと。 (3)夫婦のどちらとも、同一年度に他市区町村において同種の助成を受けていないこと。	
78	厚岸町		088-1119	厚岸町住むの江1丁目2番地	厚岸町保健福祉総合センターあみか21	0153-53-3333	令和2年4月	医師が必要と認めた一般不妊治療のうち医療保険適用外の治療費の自己負担額について全額(ただし、文書料、入院に伴う差額室料及び食事療養費標準負担額など直接の直接的な治療費ではない費用は含まない。)で、制限なし。 助成対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。 (1)婚姻している夫婦(事実婚姻関係にある方も含みます) (2)夫婦で厚岸町に住居登録していること。 (3)夫婦とも町民税の滞納がないこと。	
79	浜中町	釧路	088-1513	浜中町壽多布東3条1丁目12番地1	福祉保健課健康推進係	0153-62-2307	平成28年4月	助成対象:医師が必要と認めた医療保険適用外の一般不妊治療 回数制限:なし。ただし、1年度につき5万円、通算3年度を限度とする 限度額:5万円 (1)医療保険適用外の一般不妊治療を受けている夫婦であること。 (2)夫婦ともに浜中町に住所を有すること。 (3)医療保険各法に規定する被保険者又は組合員若しくは被扶養者であること。 (4)夫婦ともに町税等の滞納がないこと。	限度額は1年度につき5万円とする
80	白糠町		088-0392	白糠町西1条南1丁目1番地1	保健福祉部健康こども課	01547-2-2171	平成28年4月 (平成29年4月)	保険適用外の人工授精に限る、全額助成で年齢制限・所得制限・回数制限・通算助成期間の制限なし (1)夫婦が法律上の婚姻をしていること(事実婚も対象とする) (2)夫婦のいずれかが白糠町に住居登録を有すること (3)夫婦のいずれも町税及び国民健康保険税の滞納がないこと(現年度及び過去5年度課税分)。ただし、町税に滞納がある場合であっても、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく滞納処分が行われていない場合は、滞納がないものとする。 (4)夫婦のいずれも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること (5)他の市町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した経費の助成を受けていないこと又は受ける見込みのないこと	
81	標津町	中標津	086-1631	標津郡標津町北1条西5丁目6番1-2号	保健福祉センター子育て支援室	0153-82-1515	平成23年4月 (平成28年4月)	保険適用外の治療 年齢制限:なし 所得制限:730万円未満 回数制限:通算5年間 限度額:治療費の自己負担額 5万円/年 (1)標津町に住居登録を有すること (2)法律上の婚姻をしていること	